

役員等選出規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「この法人」という。）の役員、委員、総会での議決権行使者、対外役員等、一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部（以下「関東支部」という。）推薦役員、委員、代議員、一般社団法人全国個人タクシー協会（以下「全個協」という。）総会での議決権行使者（以下「役員等」という。）の選任、選出、届出並びに推薦に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の資格)

第2条 前条の役員等（員外を除く。）は、この法人の正会員を構成する個人タクシー事業者（以下「個人タクシー事業者」を「事業者」という。）でなければならない。

2 前条の役員等（員外を除く。）は、就任日現在においてマスターズ制度参加者であり、かつ、その期間が継続して2年以上なければならない。

(基準日)

第3条 推薦者数等を算出するために使用する会員を構成する事業者数（以下「会員を構成する事業者数」を「事業者数」という。）は、選任する年の1月1日現在の数とする。

第2章 役員

(役員を選任方法)

第4条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

(理事候補者の推薦)

第5条 正会員は、理事候補者を推薦することができるものとする。ただし、員外については1人とし、会長が推薦するものとする。

2 各正会員の理事候補者の推薦者数は、次の各号に従って算出された数とし、総数は22人とする。

(1) 事業者数が、総事業者数を22で除した数（以下「理事基準数」という。）を下回る正会員については、複数会員ある場合は合計で2人、1会員の場合は1人とする。

(2) (1)以外の正会員については、22から(1)の数を差し引いた数を、その事業者数に応じて案分する。ただし、事業者数が最大の正会員（以下「最大正会員」という。）の推薦者数は12人を超えないものとする。

- (3) (2)ただし書きが適用された場合において、最大正会員以外の、事業者数が理事基準数を上回る正会員（以下「その他正会員」という。）は、22からその他正会員以外の推薦者数の合計を差し引いた数を、その事業者数に応じて案分する。

（監事候補者の推薦）

第6条 正会員は、監事候補者を推薦することができるものとする。ただし、員外については1人とし会長が推薦するものとする。

- 2 正会員ごとの監事候補者の推薦者数は、事業者数3,000人以上の正会員において、1人を任期（2年）ごとに順番で推薦する。

第3章 議決権行使者

（議決権行使者の届出）

第7条 議決権行使者は、正会員が選任し、会長に届け出るものとする。

- 2 各正会員の議決権数は、次の各号に従って算出された数とする。

(1) 各正会員にまず1個を割り振る。

(2) 残数（58から(1)の数を差し引いた数）については、事業者数が、総事業者数を58で除した数（以下「議決権基準数」という。）を上回る正会員に、その事業者数に応じて案分する。ただし、最大正会員の議決権数は30個を超えないものとする。

(3) (2)ただし書きが適用された場合において、最大正会員以外の、事業者数が議決権基準数を上回る正会員（以下「その他正会員」という。）は、58からその他正会員以外の議決権の合計を差し引いた数を、その事業者数に応じて案分する。

第4章 委員

（委員の選任方法）

第8条 委員会委員は、理事会の決議によって選任する。

（専門委員会委員候補者の推薦）

第9条 正会員は、専門委員会委員候補者を推薦することができるものとする。

2 事業者数1,000人未満の正会員における専門委員会委員候補者の推薦者数は、正会員数が複数ある場合は合計で2人、1会員の場合は1人とする。

3 事業者数1,000人以上の正会員ごとの専門委員会委員候補者の推薦者数は、委員会ごとに定数を正会員数で案分した数とする。ただし、第2項による推薦者数等による調整が必要な場合には任期（2年）ごとに順番に行うものとする。

（特別委員会委員候補者の推薦）

第10条 正会員は、特別委員会委員候補者を推薦することができるものとする。

2 正会員ごとの特別委員会委員候補者の推薦者数は、事業者数1,000人以上の正会員において、委員会ごとに定数を正会員数で案分した数とする。

第5章 対外役員等

(対外役員等候補者の選出方法)

第11条 対外関係団体へ推薦する役員等は、理事会の決議によって選出する。

第6章 関東支部役員等

(関東支部役員等候補者の選出方法)

第12条 関東支部へ推薦する役員候補者、委員候補者及び東京都選出代議員は、理事会の決議によって選出する。

(関東支部幹事候補者の推薦)

第13条 正会員は、関東支部へ推薦する幹事候補者を推薦することができるものとする。

2 正会員ごとの関東支部へ推薦する幹事候補者の推薦者数は、事業者数1,000人以上の正会員において、定数を、それぞれ事業者数に応じて案分した数とする。

(関東支部監査役候補者の推薦)

第14条 正会員は、関東支部へ推薦する監査役候補者を推薦することができるものとする。

2 正会員ごとの関東支部へ推薦する監査役候補者の推薦者数は、事業者数3,000人以上の正会員において、1人を任期（2年）ごとに順番で推薦する。

(関東支部委員候補者の推薦)

第15条 正会員は、関東支部へ推薦する委員候補者を推薦することができるものとする。

2 正会員ごとの関東支部へ推薦する委員候補者の推薦者数は、事業者数1,000人以上の正会員において、委員会ごとに定数を正会員数で案分した数とする。

(関東支部東京都選出代議員候補者の推薦)

第16条 正会員は、関東支部の東京都選出代議員候補者を推薦することができるものとする。

2 正会員ごとの関東支部の東京都選出代議員候補者数は、事業者数700人以上の正会員において、定数を、それぞれ事業者数に応じて案分した数とする。

第7章 全個協議決権行使者

(全個協議決権行使者の選出方法)

第17条 全個協総会で、当協会としての議決権を行使する議決権行使者は、理事会

の決議によって選出する。

(全個協議決権行使者候補者の推薦)

第18条 正会員は、全個協議決権行使者の候補者を推薦することができるものとする。

2 正会員ごとの全個協議決権行使者の候補者の推薦者数は、事業者数3,000人以上の正会員において、1人を任期（2年）ごとに順番で推薦する。

附 則

1 この規則の改廃は、理事会において行う。

2 第5条（理事候補者の推薦）の改廃は、出席理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第7条（議決権行使者の届出）の改廃は、出席理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

4 この規則は、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）に制定し、平成26年5月1日から施行する。

5 この規則は、平成29年9月12日一部改定し、施行する。

6 この規則は、令和3年11月26日一部改定し、施行する。

7 この規則は、令和4年3月15日一部改定し、令和4年7月1日から施行する。